

令和 3 年度 新エネルギー産業(電池関連)創出事業補助金 「空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験」 編 公募要領

新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の対象となる事業のうち、今回募集するのは「空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験」に関する事業となります。「府内企業による研究開発等」及び「第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験」とは異なりますので、ご注意ください。

1 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金について

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府は、新エネルギー産業の進展と密接に関わりを持ち、かつ、都市交通、観光、医療や災害対策など、幅広い分野での利活用が見込まれ、新たな産業、サービスへの成長が期待されている、いわゆる「空飛ぶクルマ※」の実現に向けた取組みを行っています。

令和2年11月に、この取組みを加速させるため、具体的かつ実践的な協議・活動の核となる「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル（以下「ラウンドテーブル」といいます。）」を設立し、2025年大阪・関西万博をひとつのマイルストーンとして、関係者間で精力的に協議を進めているところです。

国の「空の移動革命に向けた官民協議会」ユースケース検討会においても、大阪湾ベイエリアにおけるユースケース例が示されており、大阪での空飛ぶクルマの実現に向けた具体的な課題や論点の抽出・整理にあたっては、大阪というリアルなフィールドにおいて実地での実証実験が不可欠です。

そのため、大阪府では、将来大阪において事業化をめざす事業者が主体となった実証実験の取組みを支援し、実証実験で得られたデータや結果等をラウンドテーブルにフィードバックすることによって、具体的な課題解決に向けた議論に活かすため、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金（以下「補助金」といいます。）を交付するものです。

※「空飛ぶクルマ」とは、「電動」「垂直離着陸」「自動」での飛行を基本とし、身近で手軽な空の移動を実現するモビリティのことをいいます。

「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」について

1 設立趣旨

2025年大阪・関西万博をひとつのマイルストーンとして、関係者間で精力的に協議や実証実験を重ね、国の官民協議会の議論に資する具体的な提案を行うほか、様々なステークホルダーと連携して、社会受容性の向上を図るなど、空飛ぶクルマの実現に向けた取組みを加速させていくことを期して、具体的かつ実践的な協議・活動の核となる場として設立したものです。

2 事務局

ラウンドテーブルに係る事務は、大阪府商工労働部成長産業振興室が行う。

3 参加

ラウンドテーブルには、上記1の趣旨に賛同した事業者等が参加するものとし、経済産業省製造産業局及び国土交通省航空局はオブザーバー参加する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

※参加企業の一覧は大阪府 HP (<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/index.html>) 参照

4 会議の公開

ラウンドテーブルは原則非公開とするが、各回の議事概要及び資料は速やかに公開する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、議事概要又は資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

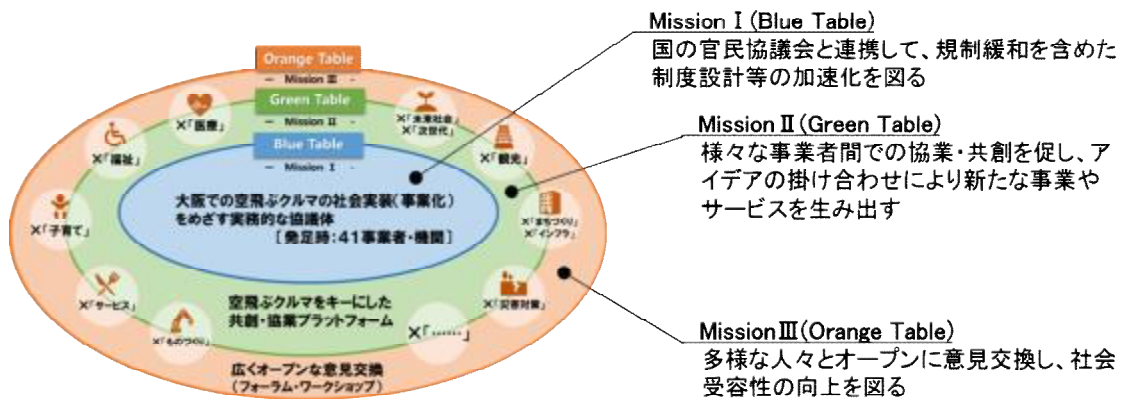
5 Mission

(Ⅰ) “空飛ぶクルマ” について、国の「空の移動革命ロードマップ」が示す 2030 年代の実用拡大をめざしつつも、当面、2025 年大阪・関西万博を共通のマイルストーンに据え、将来、大阪でのビジネス化を視野に入れている事業者を中心に、特に制度設計・ルール作り（協調領域）に資する、実務的な協議や実証実験等を精力的に進め、具体的かつ現実的な課題の抽出や提案を行うワーキンググループの機能を果たし、国の「空の移動革命に向けた官民協議会」と連携・連動しながら、社会実装に向けた取組みを加速させる（Blue Table）

(Ⅱ) “空飛ぶクルマ” の社会実装を見据えた、新たなサービスや価値の提供等について、様々なアイデアをもつ事業者を加えたプラットフォームの機能を果たし、様々な掛け合わせ（共創、協業）を生み出していく（Green Table）

(Ⅲ) “空飛ぶクルマ” のある社会について、様々な角度・観点から多様な人々とオープンに意見交換するフォーラム・ワークショップの機能を果たし、課題はもとより、活用可能性、有用性について建設的な協議を行い、社会の期待や需要に適した、新たなモビリティ・価値創造をめざす（Orange Table）

6 構成・機能イメージ



7 これまでの取組み

- 令和2年3月25日 ラウンドテーブルを設立
※同日に設立式を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期
- 令和2年11月17日 設立式及び第一回ラウンドテーブル会議（Blue Table）を開催
- 令和2年12月18日～令和3年2月26日 Green Table 参加事業者の公募実施
- 令和3年2月19日 第二回ラウンドテーブル会議（Blue Table）を開催
- 令和3年5月10日 「大阪府空飛ぶクルマ社会実装推進事業支援業務」企画提案公募開始
→活動実績の詳細は大阪府 HP (<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/index.html>) 参照

(2) 公募する事業の内容

今回、公募する事業（以下「補助事業」といいます。）は、上記(1)の趣旨・目的に沿った次のような事業とします。特に、国のロードマップにおける事業開始目標年度である2023年事業スタート、または、2025年大阪・関西万博での実用化をめざす事業者による応募をお待ちしています。

○大阪での空飛ぶクルマのビジネス化に向けた具体的な課題を検証する実証実験

大阪での空飛ぶクルマを活用したビジネス（想定する運航ルートの離発着ポイントの少なくとも一つが大阪府内にあるもの）の実現に向け、大阪の飛行環境の検証や、運用面での課題などを検証する実証実験であって、大阪府内のフィールドを利用して実施するもの。

※空飛ぶクルマの代替として、ヘリコプターやドローンを活用した事業も対象とします。

【対象事業（例）】

- ・ 2023 年度中に府内での事業スタートをめざす上で想定される離発着ポイント周辺の飛行環境などを検証する実証実験
- ・ 2025 年大阪・関西万博での実用化に向け、夢洲を離発着ポイントとし、大阪湾上空や淀川上空を試験飛行する実証実験

【検証項目（例）】

（技術的、ハード的要素）

- ・ 機体スペック
- ・ 適切な運航ルート、飛行高度
- ・ 電波環境、気象状況、ビル風などの風況
- ・ 離発着場の施設や設備などのスペック、設置場所、管理運営手法
- ・ 自動・自律飛行、高密度運航の実現に向けた運航管理、空域管理、航空管制など

（運用面、ソフト的要素）

- ・ 離発着場における既存交通機関からの乗り換えなどの運用面での課題
- ・ 騒音などの周辺住民への影響（社会受容性の検証）
- ・ 試験飛行実施に係る諸手続き（法令に係る許認可、地元地権者や漁業関係者との調整など）

【留意点】

○補助事業の基本的な考え方

- ・ ラウンドテーブルでの協議の効率を高めることを目的とした支援制度ですので、補助事業として採択された実証実験で得たデータや結果等は、営業秘密に該当する事項を除き、ラウンドテーブルでの協議にフィードバックしてください。

○他の補助金等との関係

- ・ 同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。ただし、今回応募する実証実験の対象となる事業に対して補助金、助成金等の交付を受けている場合で、その補助金、助成金等の対象に、今回の実証実験に係る費用が含まれていないことが明らかである場合は、応募することができます。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨と対象費用等を記載してください。

○外部委託の制限

- ・ 補助事業は、応募事業者が主体となって実施していただく必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

2 補助事業の実施主体（応募できる方）

- 補助事業の実施主体（応募できる方）は、将来、大阪において空飛ぶクルマを活用した事業展開をめざしている府内企業及び府外企業です。現在事業を営んでいない方で、これから創業を予定されている方も応募できます。なお、複数の企業が連携して実施する事業の場合は、代表企業を1社選定のうえ、その代表企業から応募してください。

- ラウンドテーブルに参加していない企業も応募することができますが、採択後速やかにラウンドテーブル（Blue Table）へ参加することを事業採択の条件とします。実証実験で得たデータや結果等は、ラウンドテーブルでの協議にフィードバックすることを前提に応募してください。

3 応募資格・要件

補助事業の実施主体のうち、次に掲げる者は応募する、又は審査を受けることができません。

- (1) 社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次の者は応募することができません。
 - ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
 - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
 - ウ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- (2) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

補助事業区分	経費区分	細目	補助対象経費の内容
空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験	実証実験費	事業費	機器レンタル料、設置工事費 等
		委託費	安全対策費、運搬費 等
		事務費	保険料、学識経験者・モニター等謝礼費、旅費、会場使用料 等

【留意点】

○補助の対象外となる経費

機体開発費、常設離着陸場（実証実験終了後も事業者の資産として残るもの）の整備費用、人件費、借入に伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。

また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

5 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

- (1) 補助金額
・ 上限500万円
- (2) 補助率
・ 補助対象経費の2分の1に相当する額以内
- (3) 補助事業実施期間
・ 交付決定日から令和4年3月31日（木曜日）まで

【留意点】

○大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

○当補助金は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあることをご了承ください。

6 応募方法

次の提出書類を、令和3年7月16日（金曜日）必着で、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課あてに郵送してください。

※必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。（土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後6時まで）

〔提出書類〕

- ① 補助金交付申請書（新エネルギー（電池関連）創出事業補助金交付要綱〔以下「交付要綱」とする。〕様式第1号）
 - ② 事業計画書（当公募要領別紙）
 - ③ 添付書類
 - ア 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）、個人の場合は印鑑証明書（3か月以内のもの）
 - イ 直近2年間分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）
 - ウ 「3 応募要件・資格」(1)ア及びイに係る納税証明書（次の2通）
 - (1)府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書
 - (2)税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書
 - エ 事業や法人の紹介パンフレット等
 - オ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-2号）
 - カ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-3号）
- ※ 提出部数は各1部。ただし、②、③のア及びウについては原本が必要。それ以外の書類は

コピーで可。

提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

- ※ 提出書類カの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

〔提出先〕

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 産業化戦略グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

TEL 06-6210-9485 FAX 06-6210-9296

E-mail : sangyosozo@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ※ 公募要領及び応募申請書等の様式については、下記のホームページからダウンロードできます。（郵送による配付は行いません。）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/zissyou-soratobu.html>

〔説明会の開催〕

本公募事業に係る説明会を次のとおり開催します。申請をご検討の方は、可能な限り参加をお願いします。

〔日時〕 令和3年6月21日（月曜日）14時から

〔方法〕 オンライン開催（Microsoft Teamsを使用します）

申込みいただいた方には別途視聴URLをご連絡します。

＜説明会の参加申込方法＞

説明会に参加希望される方は、事前にメールでお申し込みください。

メール件名：「空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験補助金公募説明会参加」

メール本文：①申込者氏名、②会社名、③所在地、④所属、
⑤メールアドレス、⑥申込者以外の参加者氏名

〔お申し込み先〕

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 産業化戦略グループ

E-mail sangyosozo@gbox.pref.osaka.lg.jp

7 審査方法

(1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和3年7月下旬（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

＜審査項目＞

- ① 実証実験で検証しようとする内容が、将来の大阪での空飛ぶクルマのビジネス化を見据えたものであり、ラウンドテーブルにおける議論の加速化につながるものか。

- ② 実証実験の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。
- ③ 実証実験の目的・課題等や目標設定に対し、評価手法は適切かつ確実性の高いものであるか。
- ④ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。
- ⑤ 事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。

(2) 審査結果

審査の結果は、令和3年8月中旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要等を大阪府ホームページで公表します。

8 補助事業採択後の留意点

- (1) 補助事業の事業内容を変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く）をしようとする場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。
- (2) 事業途中で中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (3) 補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、補助事業実績報告書及び経費の積算根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。
- (5) 事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告し、収益が生じたと認められる場合は、交付を受けた補助金額の範囲内の金額を大阪府に納付していただく場合があります。
- (6) 補助事業終了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表をお願いする場合があります。

9 その他

- (1) 実証フィールドの探索・調整を行う際、「実証事業都市・大阪」や「ADORエクスペリメンテーション」による支援プログラムを活用した案件も、本補助金を併用可能です。その場合、提出書類として、「実証事業都市・大阪」、「ADORエクスペリメンテーション」のエントリーシートを添付してください。

○実証事業都市・大阪

大阪府、大阪市、大阪商工会議所は、「未来社会の実験場」をコンセプトとする2025年大阪・関西万博を見据えて、革新的な実証実験を行いやすい環境を整え、大阪で新しいビジネスを生み出す好循環を創り出し、「実証事業都市・大阪」を実現するため、「実証事業推進チーム大阪」を設置しています。「実証事業推進チーム大阪」では、大阪での実証実験を希望する事業者を大阪内外から広く募集しています。

スタートアップ、中堅・中小企業から大企業まで、先端技術を活用した実証実験を検討されている方は、ぜひ大阪へ！ご提案をお待ちしています。

https://www.osaka.cci.or.jp/innovation/social_demonstration/osaka.html

○ADORエクスペリメンテーション

IoT・ロボットテクノロジーを活用した製品・サービスの、リアルなサービス環境での実証実験をサポートする。それが、IoT・ロボットビジネス実証実験支援プログラム「ADORエクスペリメンテーション」です。

一般的に、IoT・ロボットテクノロジーを活用して事業展開するにあたっては、ユーザー検証が必要となります。しかし、多くの企業にとって、実証実験場所の確保が課題となっています。

そうした課題を解決すべく、複合商業施設ATC（アジア太平洋トレードセンター）や大阪・舞洲エリアのスポーツ施設などと連携して、実施内容に合わせて実証実験場所を調整のうえ提供します。また、実証実験後のサポートとして、事業化に必要な提携先とのマッチングなどのフォローアップ支援も実施します。大阪・関西だけでなく、全国から応募OK！です。ご応募をお待ちしています。

<https://teqs.jp/experimentation>

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）

